

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	北会津地区(十二所)	令和3年7月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	42.67 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.67 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	0.80 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.23 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人 ○集落内の認定農業者は5名。後継者も十分確保されている。 ○今後、リタイヤや規模縮小によって生じた農地の貸借について、中心経営体間でどのように引き受けていくか協議をしていく必要がある。</p> <p>■農地 ○主作物は水稻であるが、複合経営化も進んでいる状況。 ○畑地の集積については、労力等の面からも集積は困難である。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】 ○現状、若手農業者や後継者が確保されていることから、10年後も集落における農業の継続は可能。 ○兼業農家等については、今後も可能な範囲で営農を継続していく。 ○リタイヤや規模縮小の意向が示される都度、中心経営体間で農地引き受けについて協議していく。</p>

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 農地貸し付け等の意向

- 年一回程度、プラン内容について協議を行い、リタイヤや規模縮小の意向の確認を行う。
- 貸し出しを希望する農地については、中心経営体間で引き受けについて都度協議を行う。
- 貸借の手続きについては、農地中間管理機構の活用や農業委員会の利用権設定など、出し手の意向に沿って手続きを行う。

② 作物生産に関する取組

- 田は中心経営体を中心に集積が進んでいる状況にあるが、畑地の集積は労力等の面から困難であるため、自家利用野菜の作付け等によって活用していく。

③ 多面的機能支払交付金制度への取り組みの継続

- 農地の維持・保全を図るため、多面的機能支払交付金制度に集落として可能な限り継続して取り組む。
- 中心経営体への集積を図りながらも、活動組織の組織や役割分担など、集落全体で農地の維持・管理する体制を協議していく。
- また、多面的機能支払交付金制度のみでなく、集落内の役員等の選出など、集落における基本的機能についても、維持困難になることが想定されることから、周辺集落との協力体制や行政区の広域化など、協議を継続していく必要がある。